

広島県告示第一百三十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和四年三月二十四日

廣島縣知事 湯嶋英彥

		所在 地		
隣 (a)	黒瀬川左六 (七三六二)	区域の名称	土砂災害警戒区域	
土石流		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	表区 域 示の	土砂災害特別警戒区域
次の図のとおり		区域の名称		
		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類		土砂災害特別警戒区域
		号三律の施行年で定めることによる法規	第十九条の二に規定する土砂災害等に係る防災対策を実施するための区域	第三項及び第十一項に規定する土砂災害警戒区域

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所東広島支所に備え置いて縦覧に供する。